

## 【シンガポール】省エネルギー法の施行

海外立法情報課・遠藤 聡

\* 2012年6月1日、シンガポールで、省エネルギー法が施行された。小国、島国かつ都市国家であるシンガポールは、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている。同法は、エネルギー管理者の任命、エネルギー使用量の報告、エネルギー効率改善計画の提出を義務付けることで、特に産業部門、運輸部門における省エネルギー化を促進することを目的とする。

### シンガポールのエネルギー状況及び政策

国内に天然資源や水資源のないシンガポールでは、発電を輸入の石油や天然ガスに依存している。再生可能エネルギーやゴミ焼却発電の開発については重要視されつつあるが、原子力の導入には否定的である。エネルギー対策は、環境・水資源省 (MEWR) が管轄しており、国の持続可能な開発を目指し、2030年までに国内のエネルギー消費量を2005年レベルから35%削減した量とすることを目標としている。

エネルギー効率化については、2007年、MEWR傘下の国家環境庁 (NEA) と通商産業省 (MTI) 傘下のエネルギー市場庁 (EMA) が共管する「エネルギー効率化プログラム・オフィス」 (E2PO) が設置された。E2POは、企業、家庭、運輸業に対しエネルギーの節約を求めるとともに、①エネルギー管理者の任命、②エネルギー使用に関する監視及び報告、③エネルギー効率改善計画の提出を柱とする法制化を提言した。

### 省エネルギー法の目的

省エネルギー法 (Energy Conservation Act、以下「法」という) は、2012年4月9日、議会で可決され、6月1日、施行された。MEWRのファクトシートによれば、立法の目的について、①2030年までにエネルギー消費量を2005年レベルから35%削減、②企業によるエネルギーの節約の促進、世界経済における競争力の強化、③エネルギー効率改善に投資する企業に対する支援体制の確立、④すべての部門におけるエネルギー効率改善基準策定のための協調的アプローチの確立が掲げられた。また法はエネルギー管理の実施を企業に義務付けているが、その理由として、①エネルギー効率改善基準の効果的な監視で大幅な費用削減が可能となること、②将来における炭素エネルギー価格の変動に対して適切な対策を講じることになること等が掲げられた。

立法の必要性については、現在のエネルギー効率化政策が異なる法律の規定や異なる機関の下で非効率に行なわれていることから、1つの法律の下で、エネルギー効率化に対するより協調的な取組みを行なうことが重要であるためとされた。また、法の下で各部門を横断して効率改善基準を規定することは、国際的義務と合致するエネルギー消費削減行動に真剣に同国が取り組んでいることを諸外国に発信する強いメッセージとなるとしている。ただし、当面は、年間で毎時15ギガワット以上を消費するエ

エネルギー大消費企業に対して法の規定が適用されるとしており、また法に関連する各部門を横断する立法措置は 2013 年度に行なわれるとしている。

### 法の概要

法は、5 章 82 条からなり、第 3 章で「家庭及び産業部門における省エネルギー基準」、第 4 章で「運輸部門における省エネルギー基準」について定めている。家庭及び産業部門に対する監督者は環境・水資源相であり、運輸部門は運輸相である。第 3 章の第 2 節「企業に対するエネルギー管理の実施」及び第 3 節「執行権限」、第 4 章の第 2 節「交通機関に対するエネルギー管理の実施」及び第 3 節「執行権限」に多くの規定が置かれていることから、法は、産業部門及び運輸部門における企業を、エネルギー節約の中心的な対象としてとらえているといえる。

エネルギー管理者については、企業が従業員の中から企業の規模等に応じた数の同職を任命しなければならない（第 3 章第 30 条及び第 4 章第 50 条）。同職は、エネルギー管理者資格制度において認定を受けた者であり、かつ以下で述べる職務を遂行しうる訓練を受けた者である。各企業のエネルギー管理者は、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量報告書やエネルギー効率改善計画の作成、エネルギー効率改善基準遵守のための施策の実施、エネルギー効率改善実践に向けた従業員の訓練・教育を行ない、企業のエネルギー効率改善への努力を促進させる職務を有する。同報告書には、エネルギー使用量、エネルギー生産量、温室効果ガス排出量を明記し（第 3 章第 27 条及び第 4 章第 47 条）、計画書には、あらゆる実施内容が記載されなければならない（第 3 章第 29 条及び第 4 章第 49 条）。これらの報告書・計画書は、規定期間内に環境保護及び管理法により任命される審議官（Director-General）に提出され監査される。

### 法の問題点

法の規制対象となる企業は、エネルギー大消費企業に特定されていることから、国内の多くの企業はその対象外となる。家庭部門についての規定が十分になされていないこと、グリーンエネルギー等の自然エネルギー導入に関する規定が不十分なこと、罰則金が少額であること等を含め、今回の法の制定は、エネルギー節約対策への「第 1 ステップ」ととらえられている。

参考文献（インターネット情報は 2012 年 6 月 21 日現在である。）

・“Energy Conservation Bill.”

<<http://www.parliament.gov.sg/sites/default/files/Energy%20Conservation%20Bill%208-2012.pdf>>

・“Factsheet Energy Conservation Act.”

<[http://app.mewr.gov.sg/data/ImgCont/1386/2.%20Factsheet\\_Energy%20Conservation%20Act%205Bweb%5D.pdf](http://app.mewr.gov.sg/data/ImgCont/1386/2.%20Factsheet_Energy%20Conservation%20Act%205Bweb%5D.pdf)>

・“News: Introduction of Energy Conservation Bill,” 2012.4.9.

<<http://app.mewr.gov.sg/web/Contents/Contents.aspx?ContId=1641>>